地域街づくり協議会の認定について(内容説明)

※資料1に沿って他の資料をご覧ください。

1 趣旨

多摩市街づくり条例第 11 条第 1 項による、聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会の認定申請を令和 3 年 12 月 23 日付で受領しました。同条第 2 項に基づき、協議会認定に当たり、多摩市街づくり審査会のご意見を伺うものです。

2 地域街づくり協議会認定に関する条件等について (参考資料1)

表面は、多摩市街づくり条例及び施行規則を抜粋しています。

多摩市街づくり条例第10条では、「地域住民」の規定について記載しています。第11条では、地域街づくり協議会の具体的な設立要件について記載しています。

多摩市街づくり条例施行規則第7条では、地域街づくり協議会の認定申請に必要となる書類について記載しています。第8条では、地域街づくり協議会の認定要件について記載しています。

裏面は、認定申請のチェックリストです。表面に記載している要件等をまとめ、備考欄には判断根拠や該当資料番号を記載しています。

上段、多摩市街づくり条例第 11 条第 3 号は、市民課へ住民基本台帳データの提供依頼を行い、署名に齟齬がないか確認を行いました。9月1日時点のデータのため、若干の変動はありますが、同意者が 10 分の 1 を下回ることはないと判断しています。

中段、多摩市街づくり条例施行規則第7条第4号、第5号は、個人情報に該当するため、資料として添付していませんが、事務局で要件を確認しています。

その他の項目も、チェック欄に記載のとおり申請要件は全て満たしているものと事務 局では確認しています。

3 認定申請書類について

資料 2 は、申請書の写しです。協議会の名称が聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会、 構成員が 102 名、協議会の目的が地域街づくり計画の策定となっています。

資料 2-1 は、位置図です。一点鎖線で囲んでいる部分が協議会のエリアとなっています。本地域は、聖蹟桜ヶ丘駅の西側に位置し、多摩市都市計画マスタープランにより、「広域拠点」としてのにぎわいの創出と利便性の向上、低未利用地の有効活用の促進を図るべき地域と位置付けられています。

資料 2-2 は、活動計画書です。協議会の目的と活動方針を記載しています。活動方

針(1)に本協議会の体制について記載があります。資料2-1に記載の範囲内の地域住民に該当し、協議会の設立に同意した方を構成員とし、構成員の中から検討委員を選出し、「街づくり検討委員会」を開催し、オブザーバーとの連携、検討を重ねて地域街づくり計画の案をとりまとめます。オブザーバーとしては、一ノ宮自治会の方やその他の隣接管理組合等を想定しています。

裏面、(2) に活動計画について記載があります。今回の審査会のご意見を踏まえ、今後、協議会認定が行われますと、こちらの計画で進んでいき、令和6年に地域街づくり計画の市への認定申請を行う予定となっています。

資料2-3は、区域の市民への通知記録です。

資料 2-4 は、通知記録 6 番の聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり協議会設立に向けた事前説明資料です。こちらは、聖蹟桜ヶ丘駅西側地域街づくり準備会が協議会設立に向けて、住民説明会に使用した資料です。3 ページに多摩市の都市計画の位置づけが記載されています。こちらは、多摩市都市計画マスタープランより抜粋した表現となっています。街づくりにおける基本課題と街づくりの基本的な方向性をもとに地域街づくり計画を策定することを協議会の目的としています。

資料 2-5 は、協議会会則(案)と個人情報取扱規定(案)です。こちらは、協議会設立後に決定となるため、現段階では(案)としています。

※なお、参考に対象エリアの現地写真を参考資料2として添付します。